

令和 7 年度

鋼矢板三次元形状計測補助業務

仕様書

令和 7 年 1 1 月

国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所

## 1. 業務概要

本業務は、港湾施設から引き抜かれた後の変形鋼矢板の三次元形状計測補助を行うものである。

## 2. 履行場所

七尾港（大田地区）岸壁（-10m）大田物専岸壁（石川県七尾市）

## 3. 履行期間

契約締結日より令和8年1月30日までとする。なお、履行期間中の土曜日、日曜日、祝日及び年末年始休暇は休日として設定している。

現地での計測については、令和7年11月下旬を想定している。

## 4. 支給材料

（1）支給材料は表4-1のとおりとする。

（2）受注者は、支給材料の受領後においては、適切な維持管理を行うものとする。

表4-1 支給材料

| 品名  | 品質、規格等           | 単位 | 数量 | 引渡場所 | 引渡時期            |
|-----|------------------|----|----|------|-----------------|
| 鋼矢板 | VIL型<br>全長：20m程度 | 枚  | 4  | 履行場所 | 担当職員との<br>協議による |

## 5. 業務仕様

### 5-1 計画準備

受注者は、本業務の実施に先立ち、事前に仕様内容等を確認のうえ業務計画書を作成し、担当職員に提出するものとする。

### 5-2 鋼矢板の付着物除去及び形状計測

#### 5-2-1 鋼矢板の付着物除去

- （1）引き抜き後の鋼矢板に付着している泥及び海生生物等を高圧洗浄機やスクレーパー等を用いて除去する。
- （2）除去の程度は後述の形状計測に影響を及ぼさない程度とする。
- （3）除去した付着物は土嚢袋等に回収し、適切に処分するものとする。
- （4）付着物除去において、使用する用水は無償で利用できるものとする。

#### 5-2-2 三次元形状計測

- （1）引抜き後の鋼矢板の三次元形状を3DスキャナやSfMを使用して計測する。  
計測は鋼矢板の片面（凸部側）のみを想定している。
- （2）三次元形状計測後、凸部中央と海底面位置との交点が原点となるように形状計測データをオフセットする。
- （3）凸部中央の変位を全長に亘ってExcel等に出力する。

(4) 計測方法及び使用機器等は、事前に担当職員の承諾を得るものとする。

### 5-3 報告書作成

受注者は、上記 5-2 で得られた結果を報告書にまとめるものとする。

### 5-4 協議・報告

受注者は、業務の着手時に事前協議1回、業務の完了時に最終報告1回を行うものとする。

なお、協議・報告については対面で実施することを基本とするが、実施が難しい場合には実施方法について協議を行うものとする。

## 6. 成果物

### 6-1 成果物

本業務における業務完成図書は、電子納品によるものとする。

- (1) 電子納品とは、仕様書、業務計画書、報告書、計測データ等すべての最終成果(以下「業務完成図書」という)を電子データで作成し、納品するものである。
- (2) 「業務完成図書」は、作成した電子データを電子媒体(CD-R 又は DVD-R)で1部提出するものとする。なお、「業務完成図書」の詳細内容及び電子化については、担当職員と協議のうえ、決定するものとする。
- (3) 仕様書の電子データは、発注者が提供する。

### 6-2 提出先

神奈川県横須賀市長瀬3丁目1番1号

国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所

## 7. 検 査

本仕様書のとおり実施されたことの確認をもって検査とする。

## 8. その他

- (1) 本仕様書に明記なき事項及び本業務の遂行上疑義が生じた場合は、両者が協議のうえ、決定するものとする。  
また、業務内容の変更により、契約金額に変更が生じる場合は、両者が協議のうえ、履行期間末日までに、契約変更を行うものとする。
- (2) 本業務により得られた成果は、当所に帰属するものとする。
- (3) 本業務遂行上取り扱うデータについては、担当職員の指示に従うほか、受注者の十分な管理のもとで取り扱うものとする。
- (4) 本業務の遂行上過程では、担当職員と綿密な連携を保ち、進捗状況を報告するものとする。
- (5) 本業務により得られた情報および成果は、当所の許可なく公表したり、他に転用してはならない。

以 上